

平成 23 年 1 月 31 日

消 費 者 庁

エア遊具の事故防止に関する地方公共団体 及び関係事業者に対する要請について

平成 22 年 11 月 23 日に滋賀県高島市で発生したエア遊具（空気膜構造の大型遊具）の事故を契機とした事故防止の取組として、地方公共団体及び関係事業者に対して、別添文書のとおり要請することとしましたので、お知らせします。

問い合わせ先

消費者庁 消費者情報課

金児、滝

電話：03-3507-9146

番 号
年 月 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦

エア遊具の事故防止に関する周知について（依頼）

日頃から、消費者行政の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、平成22年11月23日に滋賀県高島市の運動公園で行われたイベントにおいて、屋外に設置していたエア遊具（空気膜構造の大型遊具）が風にあおられて傾き、上で遊んでいた子どもが転落して頭を打つなどの軽傷を負う事故が発生しました。

当庁では、本件の事故を契機として、類似事故の再発防止を図るため、情報収集を行ってまいりました。

高島市から提供された資料によれば、エア遊具は杭等で地面に固定されておらず、強風で遊具の片側が数メートルめくれ上がり、子どもが滑り落ちるように転落したことが分かりました。

また、エア遊具の安全対策に関する活動を行っている一般社団法人日本エア遊具安全普及協会では、エア遊具を安全に運営するための基準（別添「安全運営の10ヶ条」）を策定し、普及を図っています。本件の事故では、この「安全運営の10ヶ条」の一部が守られていなかったことが分かりました。

当庁では、これらを踏まえ、エア遊具の事故の再発防止のためには、同協会が策定した基準を守ることが必要と考えます。そこで、エア遊具に係る事業者とイベントを催す又はエア遊具の設置場所（公共施設）を提供する地方公共団体に対して安全対策を要請することにしました。

貴職におかれましては、公共施設におけるエア遊具の事故防止に関する取組を推進するために、貴都道府県及び貴都道府県下の市区町村の関係部局に対して、下記の事項を周知していただくようお願いいたします。

記

公共施設においてエア遊具の設置・運営に携わる者は、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が策定した「安全運営の10ヶ条」を守る等、安全管理を徹底すること。

番 号
年 月 日

各エア遊具関係事業者 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦

エア遊具の事故防止に関する取組みについて（依頼）

平成22年11月23日に滋賀県高島市の運動公園で行われたイベントにおいて、屋外に設置していたエア遊具（空気膜構造の大型遊具）が風にあおられて傾き、上で遊んでいた子どもが転落して頭を打つなどの軽傷を負う事故が発生しました。

当庁では、本件の事故を契機として、類似事故の再発防止を図るため、情報収集を行ってまいりました。

高島市から提供された資料によれば、エア遊具は杭等で地面に固定されておらず、強風で遊具の片側が数メートルめくれ上がり、子どもが滑り落ちるように転落したことが分かりました。

また、エア遊具の安全対策に関する活動を行っている一般社団法人日本エア遊具安全普及協会では、エア遊具を安全に運営するための基準（別添「安全運営の10ヶ条」）を策定し、普及を図っています。本件の事故では、この「安全運営の10ヶ条」の一部が守られていなかったことが分かりました。

当庁では、これらを踏まえ、エア遊具の事故の再発防止のためには、同協会が策定した基準を守ることが必要と考えます。そこで、エア遊具に関係する事業者とイベントを催す又はエア遊具の設置場所（公共施設）を提供する地方公共団体に対して安全対策を要請することにしました。

貴社（団体）におかれましては、エア遊具事故防止のため、エア遊具の設置・運営に携わる場合は下記事項を守っていただくようお願いいたします。また、貴社（団体）がエア遊具を設置・運営者に提供する場合は、下記事項を提供先に周知していただくようお願いいたします。

記

エア遊具を使用する際には、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が策定した「安全運営の10ヶ条」を守る等、安全管理を徹底すること。

JIPSA

安全運営の 10 ヶ条 (改訂 ver2. 2010.12)

1. エア遊具の使用運営にあたっては、エア遊具の規模・形状・設置数、運営条件、メーカーのマニュアル等を十分考慮し、利用者の状況把握・安全管理に必要な人数の運営スタッフを配置しましょう。
また、配置する運営スタッフには、適宜教育研修を実施し、エア遊具の安全な取り扱いについての知識・技能の習得に努めましょう。
尚、イベントで使用する場合、または、屋外設置の場合は、最低下記人数の運営スタッフをつけましょう。
 - ・遊具 1 体につき最低 1 人
 - ・ただし、高さ 4.5m 以上の滑り台型遊具については、1 体につき最低 2 人
2. 運営スタッフは、入退場のゲストコントロール、運営中の内部監視、エア遊具周辺の外部監視が行われるように適切に配置しましょう。
3. 利用制限（身長制限または年齢制限など）をよく理解し、徹底しましょう。
4. エア遊具ごとの定員を確認、定員管理を徹底しましょう。
5. プレイ時間をよく理解し、時間管理を徹底しましょう。
6. 入場前の子どもたちに、エア遊具の遊び方、禁止行為などしっかり説明しましょう。
7. 始業前点検リストに沿って、ひとつひとつの点検項目をしっかりと確認、安全な遊具環境を用意しましょう。
8. ダクト抜け、送風機の吸気口のゴミ詰まりなど、空気の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。
9. 停電、電源ブレーカー遮断、コンセント抜けなど、電源の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。

JIPSA

10. 屋外設置の場合では、風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をしましょう。
また、転倒：浮き上がり防止のため、メーカー所定のウエイトまたは杭を必ず使いましょう。
さらに、当該地域において気象庁発表の注意報、警報が発令されていないことを確認しましょう。

当協会が定める風速基準のガイドラインは、下記となっています。

「運営注意」：瞬間風速 8m/s を超えた場合

いつでも運営を中止できるように準備しながら運営。気象情報のリアルタイムでの入手に努め、現場の気象条件の急激な変化（黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴など）に注意する。

「運営注意」の状態、黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴などの気象条件の変化が認められたら、速やかに下記の「運営中断」の処置をとる。

「運営中断」：瞬間風速 10m/s を超えた場合

エア遊具の利用者を速やかに遊具外に退場させ運営を中断する。
エア遊具は空気を抜いた状態で保護または撤収する。

「運営再開」：下記の条件を総合的に判断して決定

- 1) 連続した 10 分間で、10m/s を超える瞬間風速が観測されないこと。
- 2) 当該地域に強風、雷、などの注意報、又は竜巻注意情報が発令されていないこと。
また、今後も発令の可能性が極めて低い状況であること。
- 3) 当該現場にて、急激な気象の変化（黒い雲の接近、急激な気温低下、雷鳴など）が確認されないこと、あるいはそれらの状態が解消されたこと。